

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 (経過措置)		在スラバヤ日本国総領事(バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。)	
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。		在スラバヤ日本国総領事(東ティモール民主共和国を管轄する場合に限る。)	
第三条 在パキスタン日本国大使(アフガニスタン・イスラム国を管轄する場合に限る。)		在スラバヤ日本国総領事(東ティモール民主共和国を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一六年五月二一日総務省・外務省令第二号)		附 則 (平成一八年一〇月二七日総務省・外務省令第一号)	
第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)		第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。 (経過措置)	
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の下欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。		第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。	
第三条 在ガーナ日本国大使(リベリア共和国を管轄する場合に限る。)		第三条 在セルビア・モンテネグロ日本国大使(セルビア共和国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一六年一二月二八日総務省・外務省令第三号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第二号)	
第一条 在エドモントン日本国総領事(カナダスティティ日本国総領事)		第一条 在セルビア・モンテネグロ日本国大使(セルビア共和国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一七年一二月二八日総務省・外務省令第一号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)	
第一条 在カナルガリー日本国総領事(カナルガリー日本国総領事)		第一条 在マヨルセイヨ日本国総領事(マヨルセイヨ日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一七年一二月二八日総務省・外務省令第一号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)	
第一条 在シカゴ日本国総領事(シカゴ日本国総領事)		第一条 在モナコ日本国大使(モナコ日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)	
第一条 在カルガリーフィラデルフィア日本国総領事(カルガリーフィラデルフィア日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)		第一条 在アトランタ日本国総領事(アトランタ日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)	
第一条 在カナルガリーフィラデルフィア日本国総領事(カナルガリーフィラデルフィア日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)		第一条 在デンバサール日本国総領事(デンバサール日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)	
第一条 在上海日本国総領事(上海日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)		第一条 在クリチバ日本国総領事(クリチバ日本国公国の区域を管轄する場合に限る。)	
附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)		附 則 (平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第一号)	

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。

在アラバマ日本国総領事（テネシー州、ミシシッピ州、アーカンソー州、ルイジアナ州及びケンタッキー州を管轄する場合に限る。）	附 則（平成二〇年一二月二六日総務省・外務省令第四号）
（施行期日）	

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。

在マカッサル日本国総領事（山東省を管轄する場合に限る。）	在ジヤカルタ日本国総領事
在中華人民共和国日本国大使（山東省を管轄する場合に限る。）	在青島日本国総領事
在カムルーン日本国大使（中央アフリカ共和国を管轄する場合に限る。）	在中央アフリカ日本国大使
附 則（平成二一年六月二十四日総務省・外務省令第一号）	
（施行期日）	

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。

在セルビア日本国大使（コソボ共和国の区域を管轄する場合に限る。）	在コソボ日本国大使
附 則（平成二一年一二月二十四日総務省・外務省令第三号）	
（施行期日）	

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げるそれぞれの領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。

在レシフェ日本国総領事	附 則（平成二二年一二月二四日総務省・外務省令第三号）
（施行期日）	

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げるそれぞれの領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。

在ジュネーブ日本国総領事	在スイス日本国大使
附 則（平成二三年一二月二七日総務省・外務省令第二号）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。	
	(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。	
在コタキナバル日本国総領事	在マレーシア日本国大使
附 則（平成二三年一二月二六日総務省・外務省令第一号）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。	
	(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。	
在コタキナバル日本国総領事	在マレーシア日本国大使
附 則（平成二四年一二月二七日総務省・外務省令第一号）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。	
在リマ日本国総領事	在ペルー日本国大使
附 則（平成二四年九月五日総務省・外務省令第一号）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。	
在ポートモレスビー日本国総領事	在フィリピン日本国大使
附 則（平成二四年九月五日総務省・外務省令第一号）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してもした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してもした申請等とみなす。	
在ニュージーランド日本国大使	在パプアニューギニア日本国大使
附 則（平成二四年一二月二七日総務省・外務省令第三号）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。	
	(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してもした申請等とみなす。	
在スリランカ日本国大使	在クック日本国大使

3 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。
斐リピン（在ダバオ日本国総領事の管轄区域並び斐リピン（アクラン州、アンティイケ州、カビズ州、ギマラス州、イロイロ州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東スマーレ州、レインテ州、北スマーレ州、サマール州及び南レイテ州の区域を除く。）
附 則（令和三年九月一七日総務省・外務省令第二号）
この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則（令和三年一二月二八日総務省・外務省令第四号）
この省令は、令和四年一月一日から施行する。
（経過措置）
この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行つた送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行つた申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行つた申請等とみなす。
（施行期日）
この省令は、令和五年一月一日から施行する。

在フィリピン日本国大使（ア克拉ン州、アンティイケ州、カビズ州、ギマラス州、イロイ在セブ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東スマーレ州、レインテ州、北スマーレ州、サマール州及び南レイテ州の区域を除く。）
（施行期日）
この省令は、令和五年一月一日から施行する。
（経過措置）

クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、ビンディム省及びザーライ省の区域に限る。）
（附則（令和四年一二月二八日総務省・外務省令第二号）

3 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する事務についての領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる領事官の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対する行為（以下この項において「送付等」とみなし。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対する送付等とみなす。
（経過措置）
この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行つた送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行つた申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行つた申請等とみなす。
（施行期日）
この省令は、令和五年一月一日から施行する。

在インドネシア 日本国大使	インドネシア（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国領事の管轄区域を除く。）
在スラバヤ日本国総領事	インドネシア（東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スマラウエシ州、ゴロンタロ州、中部スマラウエシ州、東スマラウエシ州、南スマラウエシ州、西スマラウエシ州、マルク州、北マルク州、パブア州及び西パプア州の区域に限る。）
在デンパサール日本国総領事	インドネシア（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。）
在メダン日本国総領事	インドネシア（ナングルアチエダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャヤンビ州、リアウオ州及びリアウ諸島州（在シンガポール日本国大使の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在カンボジア日本国大使	カンボジア
在シンガポール日本国大使	シンガポール
在スリランカ日本国大使	スリランカ
在タイ日本国大使	タイ（在チエンマイ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在大韓民国日本国大使	大韓民国（在チエンマイ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在濟州日本国総領事	大韓民国（済州道の区域に限る。）
在釜山日本国総領事	大韓民国（釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道の区域に限る。）
在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国（在廣州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島及び在香港の各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在廣州日本国総領事	大韓民国（釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道の区域に限る。）
在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国（廣東省、海南省、福建省及び廣西壯族自治区の区域に限る。）
在上海日本国総領事	中華人民共和国（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省及び江西省の区域に限る。）
在香港日本国総領事	中華人民共和国（香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区の管轄区域に属する地域に限る。）
在重慶日本国総領事	中華人民共和国（重慶市、四川省、貴州省及び雲南省の区域に限る。）
在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国（黑龍江省、吉林省及び遼寧省の区域に限る。）
在青島日本国総領事	中華人民共和国（山東省の区域に限る。）
在ネパール日本国大使	ネパール
在パキスタン日本国大使	パキスタン（在カラチ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在バングラデシュ日本国大使	バングラデシュ
在東ティモール日本国大使	東ティモール
在フィリピン日本国大使	フィリピン（在セブ及び在ダバオの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

州 洋 大

在セブ日本国総領事	フィリピン（ア克拉ン州、アンティイケ州、カピズ州、ギマラス州、シブガイト州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スルート州及びタウイタウイ州の区域に限る。）
在ダバオ日本国総領事	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイト州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スルート州及びタウイタウイ州の区域に限る。）
在ブルネイ日本国大使	ブルネイ
在ブータン日本国大使	ブータン
在ベトナム日本国大使	ベトナム（在ダナン及び在ホーチミンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ホーチミン日本国総領事	ベトナム（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンホア省、ラムドン省、ニントゥアン省、ビントゥアン省、ビンフオック省及びザーライ省の区域に限る。）
在ダナン日本国総領事	ベトナム（ホーチミン市、フーイエン省、ダクラシク省、カインホア省、ドンナイ省、ビンズオン省、タイニン省、パリア・ブンタウ省、ロナン省、ティエンザン省、ドンタップ省、ベンチエ省、ビンロン省、チャビン省、アンザン省、カントー市、ソクチャン省、キエンザン省、バクリエウ省、カーマウ省、ダクノン省及びホウザン省の区域に限る。）
在ペナン日本国総領事	ペナン（在ペナン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在マレーシ亞日本国大使	マレーシ亞（在ペナン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在モルディブ日本国大使	モルディブ
在モンゴル日本国大使	モンゴル
在ラオス日本国大使	ラオス
在オーストラリア日本国大使	オーストラリア（シドニー、在パース、在ブリスベン及び在メルボルンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在シドニー日本国総領事	オーストラリア（ニューサウス・ウェールズ州（ウエディング、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーバーリー、ジミニー、ワッガワッガ、タン巴拉、トヨーマト、アッパーラクラン、ゴーバンモウワー、ターンショールヘーベン、ユーロボーダー、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータンダラ、クインビアンシティ、ガンドダガイ、ブルワ及びハーディングの各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）
在バース日本国総領事	オーストラリア（西オーストラリア州の区域に限る。）

在ブリスベン日本国総領事	オーストラリア（クイーンズランド州の区域に限る。）
在メルボルン日本国総領事	オーストラリア（ビクトリア州、南オーストラリア州及びタスマニア州の区域に限る。）
在クリバス日本国総領事	クリバス
在クック日本国総領事	クリック
在サモア日本国総領事	サモア
在ソロモン日本国総領事	ソロモン
在ツバル日本国総領事	ツバル
在トンガ日本国総領事	トンガ
在ナウル日本国総領事	ナウル
在ニウエ日本国総領事	ニウエ
在ニュージーランド日本国総領事	ニュージーランド（在オーカランド日本国総領事の管轄区域を除く。）
在オーカランド日本国総領事	ニュージーランド（北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオホテイキの各地区以北の地域に限る。）
在バヌアツ日本国総領事	バヌアツ
在パラオ日本国総領事	パラオ
在フィジー日本国総領事	フィジー
在マーシャル日本国総領事	マーシャル
在ミクロネシア日本国総領事	ミクロネシア
在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国（コロンビア特別区、バージニア州及びメリーランド州の区域に限る。）
在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国（ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州及びアラバマ州の区域に限る。）
在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国（ネバダ州及びカリフォルニア州（在ロサンゼルス日在シアトル日本国総領事）の区域に限る。）
在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国（アラスカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州及びオレゴン州の区域に限る。）
在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国（ミシガン州及びオハイオ州の区域に限る。）
在デンバー日本国総領事	アメリカ合衆国（コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州及びワイオミング州の区域に限る。）
在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国（ケンタッキー州、テネシー州、ミシシッピ州、アラバマ州及びルイジアナ州の区域に限る。）
在二ユーヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国（コネティカット州のうちフェアフィールド郡、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州

米 南 中	
在カルガリー日本国総領事	カナダ（アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、ノースウエスト準州及びヌナブト準州の区域を除く。）
在トロント日本国総領事	カナダ（オンタリオ州（オタワ市の区域を除く。）の区域に限る。）
在バンクーバー日本国総領事	カナダ（ブリティッシュコロンビア州及びヨーロン準州の区域に限る。）
在モントリオール日本国総領事	カナダ（ケベック州（ハル、ガティノー、エルマー、メイソン及びバッキンガムの各市の区域を除く。）、ニューファンドランド・ラブラード州、プリンスエドワードアイランド州、ノヴァスコシア州及びニューブランズウィック州の区域に限る。）
在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン（在パラグアイ日本国大使の管轄区域を除く。）
在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン（在パラグアイ日本国大使の管轄区域を除く。）
在アンティグア・バーブーダ日本国大使	アンティグア・バーブーダ
在イダ日本国大使	イダ
在ウルグアイ日本国大使	ウルグアイ
在エクアドル日本国大使	エクアドル
在エルサルバドル日本国大使	エルサルバドル
在ガイアナ日本国大使	ガイアナ
在キューバ日本国大使	キューバ
在グアテマラ日本国大使	グアテマラ

、ウエストバージニア州、プエルトリコ及びバージン諸島の区域に限る。）
英國領バミューダ諸島

アメリカ合衆国（テキサス州及びオクラホマ州の区域に限る。）
アメリカ合衆国（グアム及び北マリアナ諸島の区域に限る。）

アメリカ合衆国（テキサス州及びオクラホマ州の区域に限る。）
マサチューセッツ州、ロードアイランド州及びコネティカット州（在ニューヨーク日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）

アメリカ合衆国（ハワイ州の区域及び他の領事官の管轄区域に属しない地域に限る。）
アメリカ合衆国（フロリダ州の区域に限る。）

アメリカ合衆国（アリゾナ州並びにカリフォルニア州のうちロサンゼン諸島及びモンセラット）
フランス領グアドループ島及びマルチニク島、バイキン諸島、ケイマン諸島、カイコス諸島、バイキン諸島、ケイマン諸島及びモンセラット

アメリカ合衆国（アリゾナ州並びにカリフォルニア州のうちロサンゼン諸島及びモンセラット）
フランス領ピトケアン島

アメリカ合衆国（アリゾナ州並びにカリフォルニア州のうちロサンゼン諸島及びモンセラット）
オランダ（在カルガリー、在トロント、在バンクーバー及び在モントリオールの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

アメリカ合衆国（アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、ノースウエスト準州及びヌナブト準州の区域に限る。）

アメリカ合衆国（オタワ市の区域を除く。）
カナダ（アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、ノースウエスト準州及びヌナブト準州の区域に限る。）

アメリカ合衆国（ケベック州（ハル、ガティノー、エルマー、メイソン及びバッキンガムの各市の区域を除く。）、ニューファンドランド・ラブラード州、プリンスエドワードアイランド州、ノヴァスコシア州及びニューブランズウィック州の区域に限る。）

アメリカ合衆国（在パラグアイ日本国大使の管轄区域を除く。）
アルゼンチン（在パラグアイ日本国大使の管轄区域を除く。）

在グレナダ日本国大使	グレナダ
在コスタリカ日本国大使	コスタリカ
在コロンビア日本国大使	コロンビア
在ジャマイカ日本国大使	ジャマイカ
在スリナム日本国大使	スリナム
在セントクリストファーネービス日本国大使	セントクリストファー・ネービス
在セントビンセント日本国大使	セントビンセント及びグレナディーン諸島
在セントルシア日本国大使	セントルシア
在トリニダード・トバゴ日本国大使	トリニダード・トバゴ
在二カラグア日本国大使	二カラグア
在ハイチ日本国大使	ハイチ
在パナマ日本国大使	パナマ
在パラグアイ日本国大使	パラグアイ
在バルバドス日本国大使	バルバドス
在ブラジル日本国大使	ブラジル（在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ及び在レシフェの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在サンパウロ日本国総領事	ブラジル（サンパウロ州、マット・グロツソ州、マット・グロツソ・ド・スール州の区域に限る。）
在マナウス日本国総領事	ブラジル（リオデジャネイロ州、エスピリート・サント州及びミナス・ジェライス州のうちアラグアリ、カンピーナ・ベルデ、カンボ・フロリード、コンセイソン・ダス・アラゴアス、コンキスタ、エストレーラ・ド・スール、フルタール、インディアノボリス、イッティウターバ、ノバ・ポンテ、ブラタ、トリバーテ、ツ・パシングアラ、ウベラーバ、ウベルランディア及びウエリツシモの各行政区の区域に限る。）
在リオデジャネイロ日本国総領事	ブラジル（バイア州、セルジウペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセアラ州の区域に限る。）
在ベネズエラ日本国大使	ベネズエラ

州 欧	
在アイスランド日本国大使	アイスランド （北アイスランドの区域に限る。）
在アルバニア日本国大使	アルバニア （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在アルメニア日本国大使	アルメニア （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在アンゴラ日本国大使	アンゴラ （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在イタリア日本国大使	イタリア （ミラノ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ウクライナ日本国大使	ウクライナ （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在エディンバラ日本国総領事	エディンバラ日本国総領事 （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在エストニア日本国大使	エストニア （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在オーストリア日本国大使	オーストリア （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在オランダ日本国大使	オランダ （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在カザフスタン日本国大使	カザフスタン （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在北マケドニア日本国大使	北マケドニア （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在ギリシャ日本国大使	ギリシャ （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在キルギス日本国大使	キルギス （北アゼルバイジャンの区域に限る。）
在クロアチア日本国大使	クロアチア （北アゼルバイジャンの区域に限る。）

オランダ領アンライル及びアルバ

ベリーズ

ペルー

メキシコ（在レオン日本国総領事の管轄区域を除く。）
サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）ボリビア
ホンジュラス

アイスランド

アイルランド
（北アイスランドの区域に限る。）

アルバニア

イタリア（ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァツレ・ダオスター州、トレントイーノ・アルト・アディジエ州、フリウリ・ヴェネツィア・ジエリア州、ヴェネト州及びエミリア・ロマーニャ州の区域に限る。）

アゼルバイジャン

在コソボ日本国大使 領事	在サンマリノ日本国大使 在ジョージア日本国大使 在スイス日本国大使 在マルセイユ日本国総 領事	在スペイン日本国大使 在スウェーデン日本国大使 在スロバキア日本国大使 在スロベニア日本国大使 在セルビア日本国大使 在タジキستان日本国 大使	コソボ サンマリノ ジョージア スイス 在バルセロナ日本国総 領事 スロバキア スロベニア セルビア タジキستان チエコ デンマーク ドイツ（ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォア ポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリン ゲン州の区域に限る。） ドイツ（ヘルシンク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュ タイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。） ドイツ（ヘッセン州、ラインラント・プファルツ州及びザールラント 州の区域に限る。） ドイツ（バイエルン州及びバーデن・ヴュルテンベルク州の区域に限 る。） トルクメニスタン ノルウェー バチカン ハンガリー フィンランド フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイア ミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マ ダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。） フランス（バ・ラン県、オ・ラン県、テリトワール・ドゥ・ベルフオ ール県、ドゥー県、ジュラ県、モーゼル県、ムルト・エ・モーゼル県 、ヴォージュ県、オート・ソーヌ県、ムーズ県及びオート・マルヌ県 の区域に限る。） フランス（ブツシュ・ドュ・ローヌ県、ヴァール県、ヴォクリューズ 県、オート・アルプ県、アルプ・ドゥ・オート・プロヴァンス県、ア
-----------------	---	---	---

東中

	カリフア	
在イスラエル日本国大使 在コモロ日本国大使	イスラエル ヨルダン川西岸地区 ガザ地区	イスラエル ヨルダン川西岸地区 ガザ地区
在イラク日本国大使 在コートジボワール日本国大使	イラク イラク	イラク イラク
在イラン日本国大使 在ケニア日本国大使	イラン ケニア	イラン ケニア
在オマーン日本国大使 在カタール日本国大使	オマーン カタール	オマーン カタール
在クウェート日本国大使 在モーリタニア日本国大使	クウェート モーリタニア	クウェート モーリタニア
在サウジアラビア日本国 在モーリシャス日本国	サウジアラビア モーリシャス	サウジアラビア モーリシャス
在トルコ日本国大使 在アルジェリア日本国 在アングラ日本国 在バル干ノン日本国 在ヨルダン日本国 在レバノン日本国 在アンゴラ日本国 在大使 在エジプト日本国 在エスワティニ日本国 在エチオピア日本国 在ガーナ日本国 在カーボベルデ日本国 在ガボン日本国 在ガーナ日本国 在ガンビア日本国 在ギニア日本国 在ギニアビサウ日本国 在コートジボワール日本国 在コモロ日本国大使	トルコ（在イスタンブール日本国總領事の管轄区域を除く。） トルコ（アイドゥン県、バルケシル県、ビレジック県、ブルサ県、イズミル県、クルクラーリ県、エデイルネ県、イスタンブール県、コジヤエリ県、キユルダ一県、ウシヤク県及びヤロヴァ県 トルコ（在エジプトの区域に限る。） トルコ（在ヨルダンの区域に限る。） トルコ（在レバノンの区域に限る。） トルコ（在アンゴラの区域に限る。） トルコ（在エジプトの区域に限る。） トルコ（在エスワティニの区域に限る。） トルコ（在エチオピアの区域に限る。） トルコ（在ガーナの区域に限る。） トルコ（在カーボベルデの区域に限る。） トルコ（在ガボンの区域に限る。） トルコ（在ガーナの区域に限る。） トルコ（在ガンビアの区域に限る。） トルコ（在ギニアの区域に限る。） トルコ（在ギニアビサウの区域に限る。） トルコ（在コートジボワールの区域に限る。） トルコ（在コモロの区域に限る。）	サウジアラビア（在ジッダ日本国總領事の管轄区域を除く。） サウジアラビア（マツカ州及びマディーナ州の区域に限る。） サウジアラビア（在トルコの区域に限る。） サウジアラビア（在アルジェリアの区域に限る。） サウジアラビア（在アングラの区域に限る。） サウジアラビア（在バル干ノンの区域に限る。） サウジアラビア（在ヨルダンの区域に限る。） サウジアラビア（在レバノンの区域に限る。） サウジアラビア（在アンゴラの区域に限る。） サウジアラビア（在エジプトの区域に限る。） サウジアラビア（在エスワティニの区域に限る。） サウジアラビア（在エチオピアの区域に限る。） サウジアラビア（在ガーナの区域に限る。） サウジアラビア（在カーボベルデの区域に限る。） サウジアラビア（在ガボンの区域に限る。） サウジアラビア（在ガーナの区域に限る。） サウジアラビア（在ガンビアの区域に限る。） サウジアラビア（在ギニアの区域に限る。） サウジアラビア（在ギニアビサウの区域に限る。） サウジアラビア（在コートジボワールの区域に限る。） サウジアラビア（在コモロの区域に限る。）

		在コンゴ共和国日本国 在コントスマ・プリンシペ 在サントメ・プリンシペ 在ジンバブエ日本国 在ザンビア日本国 在シエラレオネ日本国 在ジブチ日本国 在ジンバブエ日本国 在赤道ギニア日本国 在セネガル日本国 在ソマリア日本国 在タンザニア日本国 在チャド日本国 在中央アフリカ日本国 在チュニジア日本国 在ナイジエリア日本国 在トーゴ日本国 在ナミビア日本国 在ニジェール日本国 在ブルキナファソ日本国 在ブルンジ日本国 在ベナン日本国 在ボツワナ日本国 在マダガスカル日本国 在マラウイ日本国 在マリ日本国 在南アフリカ共和国日本国 在モーリシャス日本国 在モーリタニア日本国	コンゴ共和国 コンゴ共和国 コンゴ共和国 コンゴ共和国 コンゴ共和国 コンゴ共和国 ジブチ ジンバブエ 赤道ギニア セネガル ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア ナイジエリア トーコ ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ共和国 モーリシャス モーリタニア
大使	コモロ	コモロ	コモロ

在モザンビーク日本国大使	モザンビーク
在モロッコ日本国大使	モロッコ
在リベリア日本国大使	リベリア
在ルワンダ日本国大使	ルワンダ
在レソト日本国大使	レソト